

三監第10号
平成30年6月28日

三島市長 豊岡武士様
三島市議会議長 鈴木文子様

三島市監査委員 亥角裕巳

三島市監査委員 松田吉嗣

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の種類及び対象

(1) 財政援助団体の監査

ア 所 在 地	三島市谷田夏梅木2015番地の4
名 称	特定非営利活動法人 三島フォレストクラブ
補助金の名称	三島フォレストクラブ事業費補助金
所 管 課 名	産業文化部 農政課

(2) 指定管理者の監査

ア 所 在 地	三島市南本町20番30号
名 称	社会福祉法人 三島市社会福祉協議会
対 象 施 設	三島市老人福祉センター
所 管 課 名	社会福祉部 地域包括ケア推進課

2 監査の期間

平成30年5月18日から平成30年6月4日まで

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、財政的援助を与えているもの及び公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務について、関係書類の調査及び担当職員等からの事情聴取を行った。

4 監査の範囲

平成29年度中の財政的援助を与えているもの及び公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行について監査した。

5 監査の結果

指定管理業務委託及び財政援助に係る収入支出事務について、各規程、決算書、現金出納簿等関係書類を調査した結果、市からの委託料、補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 特定非営利活動法人 三島フォレストクラブ

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 15年間の活動の成果が、「森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」林野庁長官賞の受賞や箱根西麓森林塾の参加者数の増加につながっている。今後も森林ボランティアの育成に努め、森林整備事業をさらに促進し、森林の保全に努められたい。

イ 講師料の支払い事務での現金の取り扱いについては、管理方法を検討されたい。

(2) 社会福祉法人 三島市社会福祉協議会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 高齢化に伴い年々利用者が増加する中、より満足度の高い施設となるよう地域社会や関係者団体と連携を図りながら、今後も安心安全な施設管理運営に努められたい。

イ 協定書及び仕様書等に定める一連の手続きについては、適正な文書事務に努められたい。

各団体の監査の概要は、次のとおりである。

(1) 特定非営利活動法人 三島フォレストクラブ

ア 概要

当該団体は、狩野川本・支流域を中心とした周辺自治体に住む人々に対して、流域の森林・竹林・里山等の保全・管理に関する事業を行い、地域の安全と環境保全等に寄与することを目的として活動している。

イ 市の補助金支出の状況

補助金名称	支出金額	補助金の使途又は目的
三島フォレストクラブ事業費補助金	900,000 円	自主的な森林整備及び森林塾等の担い手育成に係る経費に対し補助金を交付する。

三島フォレストクラブ事業費補助金の財源内訳は、すべて一般財源である。

(2) 社会福祉法人 三島市社会福祉協議会

ア 概要

当該団体は、昭和 26 年に任意団体として設立され、昭和 44 年 4 月 30 日に社会福祉法人として認可された公共性の高い民間団体で、三島市の地域福祉推進の中核的役割を担っている。役員は、市内の民生・児童委員、町内会・自治会、福祉施設・団体の代表者、行政機関の職員により構成されている。会員は市民、社会福祉施設、社会福祉関係団体等。会の財源は、会員の会費、寄付金、市補助金及び委託金により運営されている。

イ 市の委託料支出の状況

委託料名称	支出金額	備 考
老人福祉センター指定管理委託料	39,000,000 円	平成 24 年度債務負担行為 195,000,000 円
	761,000 円	同委託料に係る消費税改定に伴う増額分
合 計	39,761,000 円	

